



年休問題 22年度も改善していない年休取得状況 法人本部は年休取得を推進する具体策を早急に示せ!



労組本部は14日に都庁法人と共に年休問題で1回目の事務折衝を行いました。労組は
1. 年休の1日の賃金の25%増しでの買取り、
2. すべての職員が年休20日の完全取得できるように指針を明らかにすること、
3. 22年の取得実態を明らかにすること。以上3点を要求しています。

14日には各都立病院の年休取得のデータ(12月末暫定値)をもとに議論が行われました。法人本部が示したデータの傾向は過去のデータと大きく変わりはありませんでした。これは、年休取得を推進する有効な対策が取られなかったことを意味します。したがって今回、法人本部が相当踏み込んだ対策を講じない限り、今後もこの傾向が続いてしまうことを意味します。提示されたデータは平均値でした。平均値では、平均値以下の職場の実態が見えてきません。平均値だけでなく5日の取得という最低限のレベルをクリアしていない職員が何人いるのか、平均値に達していない職場がどこなのか、その職場に対してどのような具体策をとるのが重要になります。

法人本部は、年休買取りについては「厳しい」という態度でした。しかし、年休取得を推進する具体策もなく買取りもしないというのは、あまりにも無責任です。法人本部と労組本部は、28日に向けて引き続き協議していくことを確認しました。

4月異動スケジュール 看護要員（歯科衛生士含む）

看護要員

2月22日（水）14時 本人内示
2月24日（金）11時異議申請締め切り
3月1日（水）決定

看護以外の日程は追って掲載します。異議申請をされる場合は、管理職に異議申請をすることを必ず伝えてください。そのうえで労組本部に、異動すると生活にどのような支障をきたすのかを具体的に記載して11時まで



に送ってください。11時の締め切りは時間厳守でお願いします。

